

# 中世日蓮教団における本寺内機構の形成について

糸 久 宝 賢

はじめに

日蓮聖人滅後、日蓮教団は関東を中心としてまず発展した。教団を構成していたのは、六老僧のうちの四人(日昭・日朗・日向・日興)と富木日常の五人を中心として形成された五門流であった。京都に初めて日蓮教団が進出したのは、永仁二年(一二九四)、日朗門流出身の日像の布教活動によってである。これ以降、文明の末年頃までに、各門流が洛中に形成されていった。これら門流は大別すると、関東からの進出によるもの、洛中既存門流からの分裂独立によるもの、という二つの成立過程を有するといひ、通常「洛中二十一箇本山」と呼ばれている。関東五門流の組織・機構は、教学の決定権・門流財産の管理権・僧徒や末寺の支配権を有する貫主(本寺)を中心として成立していたが、洛中の本寺もまたこうした形態を継承していたのである。この点について高木豊氏は、四条門流妙頭寺の開祖日像の定めた「禁制条条」及び

日隆門流の日与・日明の定めた「当門流尽未來法度」の条文を例としてとりあげ、末寺住持の任免権を本寺が掌握していること、末寺僧徒の本寺参詣を義務づけていること、一定地域内における同門流寺院の建立を禁止していること、などを指摘し、両法度は、「本寺の貫主権を顯示する」とともに、門徒集団の維持を旨指しているといひ、いっぽう、桃井觀城氏は、日隆門流内の法度のひとつである「本妙寺本隆寺兩寺法度」をとりあげ、この法度の性格を、末寺とそれに連なる信徒とのありようを定めたものである、と規定し、信徒への授戒権は各末寺の住持にあり、信徒は、一代一代の住持から授戒することによって、その寺院の信徒であり続けることができたとしている。こうした先学の指摘によって把握しうる京都日蓮教団各門流の組織・機構は、貫主(「本寺」)―(任免権)―末寺住持―(授戒)―各地の信徒と略記できよう。

さて、こうした門流機構の頂点に位置するのは、無論諸権

限を掌握する貫主であろう。貫主権は貫主から貫主就任予定者へと継承されていったのであるが、これらは概ね次のようになされた。一例として四条門流妙頭寺の場合を見てみよう。日像から大覚妙実への継承手順は延慶二年（二〇九）七月八日に、日蓮聖人が日像に授与した曼荼羅本尊と同形式の法脈付嘱状を認め、ついで康永元年（一三四二）十一月八日「当宗代々秘書、自筆聖教並当寺門徒寺領」を悉く譲与する旨の譲状を与える、というものである。大覚から後継者の朗源へは、延文元年（一二五六）五月八日「以朗源為唯授一人之付第」との「三宝付嘱状」が授与されるといふ手順でなされ、同時に十五箇条からなる留意事項が伝授されている。以降、一部の例外を除き、書式等の異同はあるが付嘱状―譲状またはその何れか、を認めて貫主権の委譲がなされてお<sup>①</sup>り、他門流でもこうした例が見られる。即ち、貫主権は貫主在任者が予め法脈を付すべき後継者を定め、一定の手続きを経て継承されていったのである。中世においては貫主の就任期間は終身乃至はそれに近いものであり、法脈付嘱・寺領財産の譲与とあわせて、教学解釈の伝授もなされていった。

ところが、近世に至ると貫主の就任期間は極めて短くなり、貫主から貫主予定者への継承手順も、形式化した付嘱状の授与だけになってしまふという変化が生じ、同時に貫主権よりもそれを擁する本寺の権限が強調されるようになる。文

禄三年（一五九四）四月、前田玄以の名で下された掟書には、「弟子同宿衆者又住持長老之行儀を相改」と、非違のある貫主を弟子が諫めることを命じているが、このことは、一面では貫主権が本寺内において弱小化したことを物語るものである。換言すれば、貫主個人に付せられていた理非の決裁という権限が分散され、それを代行しうる機能が既に本寺内部に存在していた、ということになる。本稿ではかかる点に着目し、徳川幕府の本末再編成によって一層顕著になる本寺権成立の前提として、貫主権を代行する本寺内機構の形成を、中世の京都日蓮教団各本寺に見ようとするとするものである。

### 一、本寺大衆（本寺内居住僧侶）の存在と規定

この問題を検討するにあたり、まず、本寺内に居住する僧侶の存在について見てみよう。僧侶の寺内居住は早くから見られることであり、暦応元年（一三三八）閏七月五日、妙頭寺日像が山陽地方に布教中の大覚妙実宛てた消息には

寺中の人数も思々他行候て殘留扶持之人數七十余人ひきつれ候ても田舎へも下向したく候へども、

とあって、離散してしまつた後でさえ、なお七十余人の者が寺中に留まっていることを報じている。日像の定めた「禁制条々」の第六条には

一、当寺僧出寺内而住里事

於<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>寺内<sub>一</sub>住<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>之僧衆等者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>寺家得分並門徒供養<sub>一</sub>於<sub>二</sub>供養彼衆徒等<sub>一</sub>門徒者准<sub>二</sub>謗法<sub>一</sub>、永<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>門徒者也<sub>⑤</sub>、

と、僧侶の寺内居住が義務づけられているから、この人数は寺内居住の僧侶を含めてのものであろう。順次開創されていた各門流本寺においても、このことは同様であり、日隆門流本能寺日侶が天文十一年（一五四二）十二月三日に定めた「本能寺法度」第十八条では「一、坊室不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>寺外<sub>一</sub>事」、本法寺開祖日親が文明十六年（一四八四）八月十三日に定めた「仮名書本法寺法式」第八条、文明十九年（一四八七）正月十九日に定めた「漢文本法寺法式」第七条にそれぞれ

一、於<sub>二</sub>寺内<sub>一</sub>坊宇を造立あらむ人ハ、偏<sub>三</sub>三宝<sub>一</sub>の奉公院内の莊嚴ニあてかハれむ上ハ、万<sub>一</sub>過失あつて寺家を被<sub>二</sub>追放<sub>一</sub>ことあるとも舍宅をバ門外へ不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>出<sub>一</sub>、

一、寺内構<sub>二</sub>坊舎仁等<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>障得<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>擯出<sub>一</sub>其宅於<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>取<sub>一</sub>寺外<sub>一</sub>事<sub>⑥</sub>

等との規定があり、寺内居住の他、門流を破門された場合の住居の寺外搬出禁止も定められていたのである。

では、こうした本寺内に居住する僧侶（以下、本寺大衆と呼称する）は、門流内部でどのように位置づけられていたのであろうか。上述の如く、京都日蓮教団の各門流は、京都のみならず各地の末寺をも包含して成立していたのであるから、

中世日蓮教団における本寺内機構の形成について（糸久）

末寺の住持も門流所属の僧侶である。とすれば、末寺の住持と本寺大衆との間に、何らかの差異が存在するはずである。この点についての参考となる資料が前掲の両「本法寺法式」並びに文明三年（一四七二）十一月一日に日隆門流の日与・日明が定めた「当門流尽未来際法度」である。まず、「本法寺法式」では、「入衆」と本寺大衆相互の位次に関する条項を設けている。「入衆」とは出家得度した人物が本寺大衆に加入することをいうが、これに三種類の区別を立てている。それは、

一、入衆事、縦<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>当寺生立得度之仁<sub>一</sub>入衆之砌ハ百疋可<sub>レ</sub>出者也、次婦伏之仁者式百疋云云、次末寺僧徒入衆事、此法式被<sub>二</sub>定置<sub>一</sub>二年歳已後者、生立得度之仁も並他宗他門婦伏之仁も如此式目可<sub>レ</sub>守<sub>二</sub>当寺之例<sub>一</sub>者也、次万<sub>一</sub>有<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>晚遁者入衆をバ礼物千疋可<sub>レ</sub>出者也、（仮名書十一条）<sub>⑦</sub>

というものである。松村寿巖氏によればこの三種は、本寺素性の人（当寺生立得度之仁）↓本寺で出家得度し本寺大衆に加入する人、横入の人（末寺僧徒入衆）↓末寺の僧徒で本寺大衆に加入する人、婦伏の人（婦伏之仁）↓他宗・他門流から改衣して本寺大衆に加入する人、であるという<sub>⑧</sub>。さらに大衆相互の位次について、

一、直弟孫弟屬次不同事、孫弟ニハ二屬可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>下座<sub>一</sub>処也、（仮名書十四条）<sub>⑨</sub>

中世日蓮教団における本寺内機構の形成について（糸久）

一、貫首直弟孫弟不同事、孫者二藤可三下座、（漢文十三條）

との定めがあり、貫主の直弟子と孫弟子では、法藤二年分の差異がある。また、前掲仮名書十一條にあるように、晚遁者は別の規定があつて、入衆の礼金が高額な他、

一、晚出家者可<sub>レ</sub>着用縫衣布衣帶<sub>二</sub>処也、次仮染<sub>ニ</sub>も内陣勤行不可<sub>レ</sub>仕、如<sub>レ</sub>先例<sub>一</sub>堅可<sub>レ</sub>守<sub>ニ</sub>此禁制<sub>一</sub>者也、（仮名書十八條）

一、晚遁者可<sub>レ</sub>着縫衣、不<sub>レ</sub>着帳衣絹袈裟<sub>一</sub>並内陣勤行不可<sub>レ</sub>叶事、（漢文十七條）

との制約が課せられ、衣帯や日常の勤行についても一般の大衆より低位次になっている。

次に「当門流尽未來際法度」の条文を挙げよう。これにも「入衆」の規定があり、

一、於<sub>レ</sub>本寺<sub>ニ</sub>入<sub>レ</sub>昇進事 如<sub>レ</sub>先規 但<sub>レ</sub>当流<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>兩本寺<sub>一</sub>間、一寺之入<sub>レ</sub>昇進可<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>兩寺<sub>一</sub>、着座之次第者<sub>ニ</sub>遂<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>昇進者<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>二年老次第者也、於<sub>レ</sub>未入<sub>レ</sub>之仁<sub>一</sub>者雖<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>年老<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>末座<sub>一</sub>（三條）

というものである。日隆門流では、本寺が京都本能寺・尼崎本興寺の二箇寺であるため、いずれかの本寺に入衆すれば兩寺に通用することを特に定めている他、入衆手続きを経た僧侶は臈次によって位次が決定すること、たとえ年老の者でも入衆手続きを経ていない者は本寺内では位次が最下位であることを定めている。

これらの法度に見られる如く、本寺大衆は単に本寺内居住

を義務づけられていたのみならず、一定の手続きを経て本寺に関わる存在であり、門流内の他の僧侶とは異なる性格を有していたのである。すなわち、貫主を擁し門流を代表する本寺は、本寺外では住持の任免権を通して末寺を統括し、本寺内では入衆手続きを経て本寺に直結していく本寺大衆を掌握するという機構によって成立していたのである。

## 二、本寺大衆の役割と「本院機構」の形成

では、これら本寺大衆は本寺内にあつてどのような役割をはたしていたのであろうか。次にこの点について触れてみたい。門流の教線拡張期には多数の僧侶が各地に活動を展開したが、洛中にあつても布教活動は盛んに行われた。その代表的な形態のひとつが大衆の住居や市内の弘通所において行われた法談・説教であろう。本寺でも説教僧を重視し、「当門流尽未來際法度」では、

一、説法者之座配事 可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>老僧之次、但<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>説法者老僧、可<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>老僧之座、（四條）

一、説法者昇進礼奠可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>免許事（五條）

と定め、位次や礼物について優遇措置をとっているのである。天正十五年（一五八七）頃になされた本能寺本堂再建の勧進に応じた人々の中に、洛中商工人や各地の寄進者に混じって「本淨院逆修講中」「本住坊檀方」という、本能寺大衆

の名を冠した信徒が散見されるのは、大衆の布教活動を通して信徒たちが本寺に集結していった——さらに大規模のものでは天文法華の乱や、乱の後から近世初頭にかけての勸進があるが——ことを顯著に物語るものであるうし、近衛政家等を始めとする貴族たちもまた、熱心な説教の聴聞者だったのである。<sup>29)</sup>

こうした対外的活動に加えて、本寺大衆は門流・本寺の運営にも関与していた。そのひとつが新貫主の承認である。中世における貫主権の継承は原則的には前述の如き形態でなされていったが、例外として、前任者が急死してしまった場合や、新任者の出自が特殊な場合——皇族・貴族出身者等——には、大衆連判の上これに従うという、手続きがとられた。前者は妙頭寺通源就任の際に、後者は本能寺日承就任の際にそれぞれ例が見られる。

妙頭寺三世朗源は、永和四年（一三七八）正月十八日、後継者を定めることなく入寂した。<sup>30)</sup>このため妙頭寺大衆は仏前で鬮をひき、通源を新貫主と決定した。この際、大衆は衆議を経て「面々無私曲之思、各々闕眞眞之儀、宣任三仏前之御鬮、可レ被實首必定一者也」と申し合わせを行い、これに違背することを堅く禁じて、宿薦十九名・中薦四十名・若輩五十五名が署名連判している。本能寺日承の場合は伏見宮連枝の出身であることから、前任者の日侶から付嘱状・讓状を受

中世日蓮教団における本寺内機構の形成について（糸久）

けていたにもかかわらず、大衆・信徒衆議の結果これを決定している。すなわち「去二月九日為三衆檀被レ遂ニ談合一既從レ侶公ニ被レ成ニ御補任一上者不レ可レ有ニ別儀、若背ニ此旨輩在レ之者、為三衆儀一可レ放三交衆一者也」<sup>31)</sup>との文言の次下に三十八名の大衆と六名の信徒が署名連判しているのである。この二例は鬮、付嘱状・讓状の結果的追認と、両者に形態の相違は有るが、新貫主決定という門流法脈の継承に大衆が関与していたことを示す事例であらう。この他、門流の開祖が入寂に際して定める法度や、新貫主が定める法度に署名連判することもあり、前者は前掲本法寺日親制定の両法度に、後者は本能寺日承が永祿十年（一五六七）八月十三日に法度を制定した際に、その例が見られるのである。貫主決定・法度制定いづれも本寺・門流の重大な内部決定であり、これに押判するということは本寺大衆が一旦は衆議の上、挙げてその事項を遵守することを意味し、貫主を取り巻く大衆の性格の一端を伺わせるものである。なお、本寺大衆の中には時により代表的役割をはたす僧もいた。文祿元年（一五九二）三月十五日、本能寺大衆が豊臣秀吉の側臣前田玄以に送った返報案文では、常住院・本住院・関実坊が発信人となって、三人の署名連判の次下に「右之通法印様へ挙申候間、為三衆中一可レ被レ得ニ其意一者也」と記し、大衆連判がなされているが、これはその事例のひとつである。

中世日蓮教団における本寺内機構の形成について（糸久）

いっぽう、他門流に対する自門流の意志決定の場にも本寺大衆が登場する。京都日蓮教団各門流は、寛正・永禄・天正の三回にわたって盟約を締結しているが、その場に立ち会って、署名連判するのは貫主ではなく「役者」と呼ばれる本寺大衆であった。この三度の盟約のうち寛正の盟約については、日講『破眞記』・日奥『守護正義論』所載の文面しか確認されていないようであり、『破眞記』では条文のみ、『守護正義論』では取意であって、詳細は不明であるが、他の二回については、永禄七年（一五六四）八月二十日の規約には十五箇寺の役者が、天正三年（一五七五）八月の盟約には十四箇寺の役者がそれぞれ署名連判している。この三回の盟約は諸門流の融和を骨子としており、教団外の圧力に対応するという背景をもって締結された場合もあるとはいえ、各門流が独立的に存在し正嫡を主張しあっていた中世にあっては、重大な意志決定である。近世の記録である「永禄七年和陸之記録濫觴」によれば永禄規約の際には貫主の連判と役者の連判の二通が作成されたというが、同記録も記すように和陸を進めるべく参集したのは「諸寺代僧」であり、実務は役者が貫主に代わって行っていたのである。また、各本寺に公武から発給される文書の宛名をみると、例えば妙頭寺・本能寺の場合、諸種の禁制・祈禱の感状・土地関係文書等特殊なものを除いて、早い年代のものが貫主宛てになっているのに対し、

ほぼ永正の頃（一五〇四）を境として宛名が寺名や「役者中」「御同宿中」「雑掌」「寺家中」等に変化していくが、宛名の変化は本寺大衆の存在とその実務能力を意識してのものである。

このように、本寺の運営・意志決定に、大衆が大きく関わっていたことを考えると、大衆が門流内外にわたって貫主権を代行・具現化する機能を持つようになっていったことが指摘できよう。かかる機能は組織的には、貫主を中心として本寺内部に形成されていた「本院機構」とも称されるのではない。

おわりに

以上の如く、京都日蓮教団本寺の寺内機構を概観し、近世に顕著となる本寺権の成立について、その成立要因のひとつを寺内機構の形成に見たが、本寺権を行使しうる組織機能の原型は、少なくとも戦国期までには形成されていたのではないかと、考えられる。

(1) 高木豊氏稿「京畿日蓮教団の展開」(『中世法華仏教の展開』所収)四五―三頁。

(2) 『日蓮教団全史』上二一八―二五頁。

(3) 註(1)前掲論文四五三―七頁。

(4) 「室町時代における法華宗の教団組織―特に『本能寺諸法度』を中心として―」(立正大学史学会創立三十周年記念『史

学論文集』所収) 四九六頁。

(5) 『竜華秘書』(『日蓮宗宗学全書』十九卷所収) 四五頁。

(6) 同右四三頁。

(7) 同右四九頁。

(8) 同右五二〜六頁。

(9) 同右六二〜七二頁、『妙顕寺文書』(立正大学日蓮教学研究  
所蔵写真本)。

(10) 『本能寺文書』(『日蓮宗宗学全書』二十卷所収) 二七九〜  
八一頁。

(11) 『妙顕寺文書』(立正大学日蓮教学研究所蔵写真本)。

(12) 拙稿「京都本法寺蔵『末寺住持之制法』にみる本末機構に  
ついて」(『宗教研究』六一〜四所収) 二六六〜七頁。

(13) 『本能寺文書』二七二〜三頁。

(14) 『竜華秘書』三四頁。

(15) 同右四一頁。

(16) 『本能寺文書』二四八頁。

(17) 『本法寺文書』(『日蓮宗宗学全書』二十二卷所収) 二二七  
頁。

(18) 同右二三一頁。

(19) 同右二二七頁。

(20) 「室町時代日蓮宗寺院における行儀」(『日蓮教団の諸問題』  
所収) 五〇五〜七頁。

(21) 『本法寺文書』二二七頁。

(22) 同右二三一頁。

(23) 同右二二八頁。

(24) 同右二三一頁。

(25) 『本能寺文書』二八六頁。

中世日蓮教団における本寺内機構の形成について(糸久)

(26) 同右。

(27) 同右三〇五頁。

(28) 『日蓮教団全史』上三五九〜六四頁。

(29) 中尾堯氏稿「京都諸本山会合文書について」(『大崎学報』  
一四三号所収) 七七〜八頁。

(30) 中尾堯氏稿「近衛政家の日蓮宗信仰」(『日本中世の政治と  
文化』所収) 四〇〇〜三頁。

(31) 『日蓮教団全史』上一四三頁。

(32) 『竜華秘書』七二〜三頁、『日蓮教団全史』上一四三〜五頁。

(33) 『本能寺文書』二八〇〜一頁。

(34) 同右二九二〜三頁。

(35) 同右二七一〜二頁。

(36) 『日蓮教団全史』上三二八頁の注記による。

(37) 『日蓮宗宗学全書』十二卷八五〜六頁。

(38) 『万代亀鏡録』上一〇八頁。

(39) 『本能寺文書』二九一〜二頁。

(40) 同右二九八〜九頁。

(41) 『日蓮教団全史』上三〇〇〜二、四四三〜七頁。

(42) 『本能寺文書』二六五頁。

(43) 『竜華秘書』『本能寺文書』所載文書を年代順に整理しこの  
傾向を確認した。

(本稿は昭和六十二年度科学研究費補助金による一般研究C「中  
世京都法華教団の形成と展開に関する研究」の研究成果の一部  
である。)

△キーワード▽ 本寺権、貫主権、本院機構、本寺大衆

(立正大学助教授)